



特集 1

『日本労働年鑑』の一〇〇年
— 時代を反映した構成の推移 —

はじめに

大原社会問題研究所は、一九一九年二月九日に創立総会を開いた。そこで決定された事項のうち研究所が予定した刊行物のなかに「年報（日本文、英文）」が含まれた。また、一九一九年二月二日に開かれた大原救済事業研究所創立総会の決定事項にも「社会事業年報（日本文、英文）」が含まれていた。一九一九年九月に二つの研究所が合併し、大原社会問題研究所は労働問題に関する方面を研究する第一部と社会事業に関する方面を研究する第二部から構成されることになった。

大原社会問題研究所は一九二〇年に三つの年鑑（日本文）を刊行した。『日本社会事業年鑑』が五月二十五日に、『日本労働年鑑』が五月二十八日に、そして『日本社会衛生年鑑』が六月一日にそれぞれ刊行された。『社会事業年鑑』は一九二七年の刊行終了まで七冊刊行され、その内容の一部は『日本労働年鑑』が引き継いだ。『日本社会衛生年鑑』は二年までに三冊刊行されたが、その後同年鑑の刊行は研究所から分離独立した倉敷労働科学研究所に引き継がれた（法政大学大原社会問題研究所、一九七〇、二四～二五、二〇二、二〇四頁）。

一九二〇年に刊行された『日本労働年鑑』（大正九年版）はその後基本的に毎年刊行され、昭和十五年版（一九四一年九月二一日刊行）までに二一冊刊行されたが、「時局の圧迫」により四二年以降刊行となった（法政大学大原社会問題研究所、一九七〇年、一一三頁）。『日本労働年鑑』は第二集「戦後特集」の刊行（四九年八月

一五日）で復刊された。また、太平洋戦争中の年鑑のプランクは、その後『日本労働年鑑』戦時特集版（第一部「太平洋戦争下の労働者状態」（六四年一〇月刊）、第二部「太平洋戦争下の労働運動」（六五年一〇月刊））の刊行によりカバーされることになった。一年間（一年半あるいは複数年の場合もある）の労働問題、労働運動、労働政策の動向を記録する本来の労働年鑑は、第三集（一九五一年一月一日刊）以降継続して刊行され、二〇二〇年版の年鑑で第九〇集を数える。

本特集は、二〇二〇年が最初の『日本労働年鑑』（大正九年版）の刊行から一〇〇周年になることから、労働年鑑の一〇〇年を振り返る目的で企画された。九〇冊（戦時特集版を入れると九二冊）の年鑑の内容を包括的に検討することは不可能である。そのため、本特集は年鑑の構成に注目し、どのような項目が立てられ、時代の変化とともに扱われる項目がどう変わっていったのか、過去にどのような時代の状況を反映した項目が立てられたのかを第一集から第四五集までを対象に検討する（戦時特集版は対象としない）。労働年鑑の編集担当者についても、文献調査からわかる範囲で記す。また労働者状態、労働運動、労働政策が過去の年鑑でどのように記述されていたのかをみるために、『日本労働年鑑』の第四集（大正二二年版）、第一八集（昭和二二年版）、および第二三集（一九五二年版）の構成と内容を詳しくみる。検討対象を第四五集までとしたのは、紙幅の都合から九〇冊のうち半分の四五冊目を区切りとしたためである。また、第四六集以降の年鑑の大きな構成変更については、「おわりに」で簡単に指摘する。

なお、戦前期に刊行された年鑑は「大正〇〇年版」「昭和〇〇年

版」と記され、通しの番号(第〇〇集)が付与されていなかった。本特集では、便宜上「大正九年版」を第一集とし、「大正一〇年版」から「昭和一五年版」までの年鑑に第二集〜第二二集の通し番号を付与する。

第一章 戦前期の『日本労働年鑑』 (第一集〜第二二集)

労働年鑑の構成の大きな変更を区切りとして戦前の時期をみると、第一期は第一集から第四集まで、第二期は第五集から第一七集まで、第三期は第一八集から第二二集まで、に分けることができる。

1 第一期—第一集〜第四集

(1) 創刊から第三集まで

年鑑第一集(大正九年版、内容一九一九年)は、二一編(第一表参照)から構成されて、一〇三二頁に及んだ(巻頭色刷り第一図、第二図)。「緒言」は、「最近社会問題の中心事項は労働問題となつた、而して此の労働問題は我国に於て昨年来加速度的に進展して来た」と述べ、「当研究所では出来る丈諸方面から材料を集めて、大正八年に於て略ほ如何様な労働問題が起り且其の以前に於て如何なる背景を持つて居つたかを、成るべく忠実に記録に残したいと考へ

たのであるが、創立早々の事で其十分の一も予期を果たすことができなかつた、今後年と共に改善して行くであろう」と編集上の限界も指摘した。また、「凡例」では「本書の編纂は所員文学士戸田貞三氏が主として其任に当たられたのである」、「又所員堀田康一氏の努力に負ふ所が少なくない」と述べ、編集を担当した研究員と協力した所員を明らかにしている。

『高野岩三郎伝』は、年鑑第一集について、「……千ページを超える大冊で、一九一九年の労働運動をはじめ失業問題、農村問題、住宅問題、国際労働問題など社会問題の全般を詳細に記録」しているものの、「この第一号は、始めての仕事でもあり整理がまずく、かならずしも上出来とはいへなかつた」と指摘している(大島、一九六八年、二二二頁)。また、年鑑第二集の編集を研究嘱託として担当した大内兵衛は初期の編集方法や労働問題研究における年鑑の先駆性について、以下のように述べた。

この年鑑は初めはもっぱら新聞の切り抜きだけでやったのです。すなわち日本全国の新聞を集めて労働問題の記事を全部切り抜いた。そういうことがまだ日本では行われていなかった時代、またそういうことについての学問の仕方を知らない時代でしたが、高野「岩三郎」先生がそういうことを初めてやって、そうしてその資料で、大正九年の第一回労働年鑑ができたわけです。(大内、一九六六年、二七頁)

なお、第一集の第一五編「国際労働問題」は、第一回国際労働会議(ILO総会)について扱っているが、大原社研の初代所長になる高野岩三郎が東京帝国大学経済学部教授を辞任する契機となつた労働側代表選定の経過の詳細を記録している。

年鑑第二集(大正一〇年版、内容一九二〇年)は、第一集の編纂

第1表 『日本労働年鑑』第1集（大正9年版）の編構成

(1)労働争議、(2)労働保護問題、(3)福利増進設備、(4)労働保険及職工貯蓄、(5)労働条件、(6)失業問題、(7)労働組合、(8)労働運動、(9)社会主義運動、(10)俸給生活者問題、(11)婦人職業問題、(12)農村問題、(13)労働者の教育問題、(14)労働移民問題、(15)国際労働問題、(16)生活費問題、(17)住宅問題、(18)各種社会現象、(19)当局者及資本家側の労働問題に関する意見、(20)当局者の調査、(21)官私設労働問題解決策、大正8年度出版社会問題関係主要著書、付録

成から若干の変更があり、二・三の編から構成された。総ページは六〇四頁と、前年より短くなった。第二集の編集執筆体制について、研究所五〇年史は「この年（二一年）の初め東京より大内〔兵衛〕氏が来阪し、高田、細川、河西、山村、林、竹内、丸岡、花田氏が協力してこれに当り、しばしば編集会議を開き内容の改善を計った」と記録している（法政大学大原社会問題研究所、一九七〇年、二八頁）。第二集の編集を担当した大内兵衛は、二二年三月に森戸辰男とともに渡欧した（大内は二三年一〇月に帰朝）。第三集、第五集の労働年鑑の編集は、権田保之助が担当した。年鑑第三集（大正一一年版、内容一九二一年）は、新たに「人口問題」、「少年労働問題」、「産業組合」、「政治一斑」を加え、二五の編から構成されている。

(2) 第四集の詳細

一九二二年（大正一一年）を対象とする第四集（大正一二年版）は、第一集からの編単位の編集にもつづいた最後の年鑑で、前年とほぼ同じテーマの二五の編

から構成されている。第四集は、一九二三年七月に大原社会問題研究所出版部から刊行され、総ページ数（附録と索引を除く）は五〇四頁である。現在の労働問題の視点からみると興味深いのは、第一編「労働移民問題」で日本から海外への移民について扱っていることである。また、大原社研が独自に行った調査「労働争議分析、小作争議調査、消費組合調査」の結果も紹介している。以下では、各編の概要を示す。

○第一編〜第一〇編

第一篇「労働組合」は、一九二二年の概説に続き、第一章「既存組合運動」、第二章「新組合の成立」、および第三章「労働組合対策」で構成されている。第一章は、日本労働総同盟、官業労働総同盟などの全国組織とその傘下組合の大会や動向を記述した。第二章は、総同盟と組合同盟会の合同をめざしたが決裂した労働組合総連合創立大会、二二年に成立した主な労働組合（主に事業所の組合であるが、理容助手徒弟大会のような職能別組合や「鮮人労働者同盟会」のような京阪神の朝鮮半島出身者の組合も含む）を紹介している。第三章は、野党の国民党が国会に提出した労働組合法案を記述している。

第二編「労働運動」は、第一章「共通運動」、第二章「各団体の運動」、および第三章「当局の対策及態度」から構成されている。第一章は、各地の労働祭（メーデー）の叙述、経済問題や政治課題などへの労働組合の対応についてまとめ、第二章は、日本労働総同盟、官業労働総同盟などの諸活動（会合、演説会、講演会）を紹介している。第三章は、労働運動に対する警察の対応について触れて

いる。

第三編「労働争議」は、第一章「労働統計」、第二章「主要なる争議」、および第三章「争議に伴う裁判事件」から構成されている。概説は、一九二二年に起きた争議が、団体交渉権確立などの「労働組合主義の理論」の要求よりも賃金や解雇手当など「金銭的要求の直接的解決」であつたと特徴づけた。第一章は、内務省調査による争議統計とともに、大原社研が独自に調査した争議統計（新聞で報道され社会的に注目された二〇七件の争議の分析）を掲げた。第二章は、主要な争議を「工場工業」、「家内工業・手工業」、「鉱業」、「交通業」、「官公業」別に叙述している。第三章は、一九二二年における労働争議に関する争議参加者の起訴、裁判所の予審と判決に触れた。

第四編「労働者状態」は、第一章「労働者の数・性及年齢等」、第二章「労働時間」、第三章「労働賃銀」、第四章「労働災害」、および第五章「労働者状態改善案」から構成されている。第一～四章は、工場労働者、鉱業労働者、交通労働者などの状態について、統計年鑑、警視庁統計書、工場監督年報、農商統計表、日本銀行調査局調査などからの統計表を解説を付けずに記載している。第五章は、国民党が国会に提出した工場法の改正法案を紹介している。

第五編「失業問題」は、概説で不況による工場閉鎖や大規模の解雇が行われ、さらにワシントン会議による海軍軍縮で海軍工廠、造兵工廠で多数の職工が解雇されたことを指摘する。同編は、第一章「失業状況」、第二章「対失業運動」、および第三章「失業対策及施設」から構成されている。第一章は、工業と鉱業の労働者移動の統計により失業状況を示したうえで、社会的に注目された解雇事例を

産業別に紹介している。第二章は、軍備縮小による官業労働者の対失業運動などについてふれている。第三章は、職業紹介所の設置数、職業紹介の実績などを統計で示し、内務省に設けられた失業問題対策打合会の活動や憲政会の失業保険案提出などを記述する。

第六編「福利増進施設」は、第一章「共済組合」、第二章「職工扶助給与」、第三章「居宅施設」および第四章「其他の福利増進施設」から構成されている。第一章は、日本の共済組合が「労働者自身によつて自発的に設立されたものではなく、雇用主側の温情的施設に端を発したものであることに注意をすべき」と指摘したうえで、官庁現業員の共済組合の設置や財務の状況などを統計で示している。第二章は、大阪市社会局調査課による「職工扶助給与調査」の統計表や、職工扶助給与規定を設けている会社の事例を紹介している。第三章は、工場監督官年報より寄宿舎の状況、その他の居宅施設の事例を紹介した。

第七編「社会保険及職工貯蓄」は、第一章「社会保険」および第二章「職工貯蓄」から構成されている。本篇で言及される社会保険は、一九一六年に創設された簡易生命保険事業を指している。第一章は、簡易生命保険の契約状況、職業別被保険者数などを統計で示し、また議会において制定された健康保険法の実施準備にふれている。第二章は、職工の郵便貯金、銀行貯金、工場貯金の地域別の状況などを示している。

第八編「労働者教育問題」は、第一章「労働者教育程度」、第二章「労働者教育機関状況」、および第三章「労働者教育新施設及対策」から構成されている。第一章は、労働者の教育水準を把握する資料がないと指摘したうえで、大阪や福岡の特定の産業の労働者の

教育水準の調査を紹介している。第二章は、労働者教育を専門とする教育設備が非常に少ないと指摘し、補習学校などの労働者教育に間接的あるいは直接的に関係がある教育機関についてふれた。第三章は、政府の補習学校についての対策、公共団体による労働者教育（養成所、講習会）、民間における労働者教育についてふれている。そのなかでは、大原社研の研究者も関与した大阪労働学校の開校も取り上げられている。

第九編「社会主義運動」は、概説で政府による弾圧が強かったため「表面上は、殆んど云ふに足るもの」がなかったものの、思想的にはロシア革命に賛成するもの（ボルシェヴィズム）と反対するもの（無政府主義）の対立が明確になったことを指摘した。本編は、第一章「宣伝運動」、および第二章「裁判事件」から構成されている。第一章は、「不穏文書」「不穏ピラ」が各地で配布、散布、張付されたこと、社会主義者の諸会合（常に警察により解散命令などの圧迫があったとされる）、「労働運動」の復刊と「前衛」の創刊について記述している。

第一〇編「労使協調運動」は、第一章「既成団体の運動」および第二章「工場委員制度」から構成されている。概説は、多くの大工場で採用されたいわゆる「工場委員制度」が「労働者の期待を裏切るに過ぎなかった」と指摘した。第一章は、協働会の労資協調を促進するための講習会などの事業や、労資協調を目的として新たに地方レベルで設立された主な団体を紹介している。第二章は、既存の工場委員会の具体的事例を記述するとともに、一九二二年に新たに設立された工場委員会（組合設立に対抗して創設された大阪市電気鉄道運輸委員会）を紹介した。

〇第一二編（第二五編）

第一二編「農村問題」は、第一章「農業概況」、第二章「小作問題」、第三章「雑」から構成されているが、八〇頁と他の編より長い。そのうち第二章は、四八頁と全体の半分以上を占めている。概説は、一九二二年の凶作を契機に小作人運動が一九二二年に入ると急速に発達し、日本農民組合の結成など運動組織も整備されたことを指摘した。第一章は、農家戸数や収穫高について概観しているが、朝鮮半島の農事現勢についても節を立ててふれている。第二章は、農商務省、日本銀行、内務省などの統計にもとづき自作農家、小作農家、自作兼小作農家の戸数や地方別の小作料、および小作争議件数や原因・要求・争議結果などを示す。また、大原社研独自に新聞や機関紙などから収集した社会的に注目された主要な小作争議（二九八件）についても分析を行い、個別事例も紹介している。次に、内務省調査による小作組合の件数、設立年、人員などについて概観し、日本農民総同盟、日本農民組合の設立を記録している。また、政府や政党的小作問題への対策についても記述をした。

第一二編「女性職業問題」は、第一章「女子職業一般」、第二章「女工問題」、第三章「女教員問題」、第四章「芸娼妓並に私娼問題」、および第五章「其他の職業婦人問題」から構成されている。第一章は、各地方で行われた女子職業の状態の調査のうち栃木県、宇都宮市、四日市市などの調査結果（職業別人数、年齢、収入、学歴など）を紹介した。第二章は、工場や鉱山の女工の全国および地方調査を紹介したうえで、一九二二年の唯一の女工による争議とされた仙台製糸女工の同盟罷業を記述した。第三章は、女性教員が知識階級者として労働者としての意識に目覚め始めていると指摘した

うえで、女性教師の妊娠分娩や産休についての大阪市、長野県、広島県の調査を紹介し、女性教師の団体の活動を記述している。第四章は、芸娼妓の人数、年齢、生活状況などについて地方レベルで行われた調査や警察署による私娼の調査を紹介し、芸娼妓の自由廃業の増加や同盟休業の事例にふれた。また、娼妓の待遇改善を目的とした県レベルの政策や公娼廃止運動も記述している。第五章は、女性の官吏、交通・通信関係労働者、「家婢」の状態にふれるとともに、女給同盟や看護婦同盟の成立を紹介している。

第一三編「少年労働問題」は、第一章「少年労働者の状態」および「附記」から構成されている。第一章は、農商務省調査や東京や大阪の工場調査の年齢別統計から、工場や鉱山での少年労働者の産業別の数を示している。工場法適用工場内の保護職工（男工（一五歳未満）および女工）の数（約八六万人）も挙げている。また、少年労働者の賃金、就学状況、労働災害についても記述している。

第一四編「俸給生活者問題」は、「会社員、学校教員、公官吏員など、主として俸給によつて衣食する者」を対象とする。概説は、これらの俸給生活者が経済不況や政府の財政的緊縮により、失業に脅かされていることを指摘する。本篇は、第一章「俸給者生活者一般」、第二章「会社員問題」、第三章「教員問題」、および第四章「官吏問題」から構成されている。第二章は、俸給生活者の生活費の実態を「俸給者組合S・M・U」と協同会の調査にもとづき示している。第二章は、「俸給者組合S・M・U」や大阪府社会部の調査にもとづき社員の待遇状態を示すとともに、一九二三年に社会的に注目された社員の解雇事例や会社員の待遇改善運動の事例を紹介している。第三章は、文部省の調査などにより、教員の数、俸

給、教員志願者状況などを示すとともに、教員団体（校長会議など）による待遇改善運動や教員の組合運動（親睦会や相互互助組織）の活動を記述した。第四章は、緊縮財政や郡制度廃止による市町村官吏の失業や軍縮による陸軍や海軍の将校淘汰などの雇用不安、官吏の共済組合の実態、政府の対策（海軍省の退職軍人職業紹介や郡制廃止による郡吏員退職救済策など）を記述している。

第一五編「生活費問題」は、第一章「生活難の事実」、第二章「生計状態」、第三章「生活費低減運動」、および第四章「物価低落防止運動」から構成されている。第一章は、主に地方調査の統計を使い労働指数、労働者所得指数の推移、卸売物価指数、小売物価の都市別比較、卸売と小売物価の差額などの統計を示した。第二章は、全国でどのような生計費調査が行われたのかを簡単に紹介した。第三章は、中央、地方政府の物価引き下げをめざす物価調整政策や民間の消費節約などによる物価引き下げ運動を紹介した。第四章は、物価の低下に反対する同業者組合の事例を挙げた。

第一六編「産業組合」は、消費組合などの協同組合を扱い、甲「産業組合一般」および乙「消費組合」から構成されている。甲の第一章「産業組合状況」は、組合数や組合員数などの統計を示し、第二章「産業組合運動」は第一八回全国産業組合大会について記述し、第三章「産業組合対策」は国の産業組合事業の許認可についてふれている。乙の第一章「消費組合状況」は、大原社研が実施した第三回全国消費組合調査の主要な結果や大阪府庁調査の消費組合調査を紹介している。乙の第二章「消費組合運動」は、関西消費組合協会の成立を記録した。

第一七編「住宅問題」は、第一章「住宅難の事実」、第二章「住

宅争議」、第三章「借家人運動」および第四章「住宅問題対策及施設」から構成されている。第一章は、「借家人の経済的負担能力と借家料の間の不均衡」により住宅問題が社会問題化していると指摘する。第二章は、「個人の借家主に対する比較的多数の借家人の紛争」の件数や原因などを統計により示している。第三章は、一九二一年に結成された全国借家人同盟の活動や二三年に新たに結成された借家人組合を紹介している。第四章は、政府の住宅争議対策についてふれているが、「公営住宅」、「低金利資金による住宅組合」、「共同宿泊所」などの諸施策については「日本社会事業年鑑」を参照のこととしている。

第一八編「人口問題」は、第一章「人口静態」および第二章「人口動態」より構成されている。第一章は、道府県別人口、人口密度、男女別人口を示し、第二章は、婚姻、離婚、出生、死産、死亡、自然増加などの数値を示している。

第一九編「労働移民問題」は、甲「海外移民問題」、乙「国内移民問題」、丙「移人民問題」から構成されている。甲の第一章「海外移民状態」は、外務省の統計などを使い、渡航地別の移民数、海外に移住した者の職業、海外移民からの送金額など日本から海外への移民の概要を示している。第二章「北米合衆国及加奈陀」、第三章「中米及南米」、第四章「豪州及付近諸島」は、それぞれの移民先の状況を記述している。とくに第二章では、排日の世論や市民権をもたない者の土地の所有の問題など多くの「移民関係事件」が記述されている。第六章「海外移民対策」は、移民局の設置の決定などの政府の移民政策を紹介している。乙の第一章「国内移民の状態」と第二章「国内移民対策」は、主に北海道への内地からの移民

の状況や移民促進政策を記述している。丙の第一章「移人民状態」は、主に朝鮮半島から日本本土へ移住する労働者の概況を記し、大阪府が行った朝鮮人労働者の生活調査結果を紹介している。第二章「移人民関係事件」は、信濃川水源工事の「監獄部屋」で働かされていた朝鮮人労働者虐殺事件や、東京と神戸の中国人労働者に対する退去命令事件を記述している。

第二〇編「国際労働問題」は国際労働機関について記述する。第一章「国際労働事務局の組織」、第二章「労働理事会」、第三章「常設国際司法裁判所への諮問事項」、第四章「第四回国際労働総会」、および第五章「条約案の批准及び各国立法状況」から構成されている。そのうち第四章は、第四回総会の経過だけでなく、労働側代表の選定に関わる国内問題（選定過程、労働組合の労働者代表選定方式への抗議や国際労働機関を否認する傾向など）についてもふれている。

第二二編「労働立法」は、第一章「法律」で一九二二年に成立した労働立法あるいは労働者と関係ある法律（船員職業紹介法、健康保険法、借地借家調整法など）を記述した。第二章「法案」は、政府が貴族院に提出した過激社会運動取締法案と法案への反対運動、および国民党、憲政会が衆議院に提出した労働組合法や工場法改正法案などの法案を記述した。

第二三編「政治一斑」、第二四編「財政一斑」、第二五編「経済一斑」は、一九二二年の国内政治、財政（国家予算、税制など）、国内経済（物価、貿易、金融など）についてそれぞれ扱っている。第一五編「雑」は、第一章「社会团体の成立」で全国水平社の創立、および右翼団体の動向についてふれている。第二章「社会問題機関

の新設及組織変更」は、内務省の外局として社会局が成立したことに、横浜社会問題研究所の設立、大原社会問題研究所の財団法人の登記を記録している。

2 第二期―第五集―第七集

年鑑第五集（大正一三年版、内容一九二三年）で、構成の大きな変更があった。第五集は「凡例」で、「前年版までの編纂方針に根本的改革を施し、前年版までの編単位の組織を廃して、部単位の編成と改め、重要事項に厚く、比較的重要ならざる事項に薄く、其記述を加減した」と記した。すなわち、第一部「労働者状態」、第二部「労働者運動」、第三部「労働施設及び対策」、第四部「社会思想家の運動」、第五部「国際労働問題」と大きな括りの「部」を設けて、その下に編を置いた。また、これまで社会労働問題についての政府や地方公共団体の対策はそれぞれの問題を扱った編に含まれていたが、第三部でまとめて記述されるようになった。第五集の部と編の構成は第2表のようになっている。第五集で特記すべきなのは、第一部第六編の「関東震災と労働者状態」で、労働者状態に係がある統計（工場法適用工場の震災被害、震災により解雇された職工数、震災による職工の死傷者数）を摘録していることである。この編は四頁と短いが、「関東震災に関する詳細なる記述及び統計」については『日本社会事業年鑑』大正一三年版を参照せよと記されている。なお、第一部第七編の「労働移民状態」の第二章「移民状態」は、「九月一日の関東地方震災に際し生じた流言蜚語の爲めに発した不祥事件」のため朝鮮半島への帰還者の数が増加（およ

第2表 『日本労働年鑑』第5集（大正13年版）の部および編構成

第1部：労働者状態	第1編：労働者状態序、第2編：工・鉱・交通労働者、第3編：農業労働者状態、第4編：其他の労働者状態、第5編：中間階級者、婦人労働者、職業婦人状態（附 少年労働者）、第6編：関東大震災と労働者状態、第7編：移民労働者状態、統計表
第2部：労働者運動	第1編：労働争議、第2編：労働運動、第3編：労働組合、第4編：産業組合及び労働者の自主運動、統計表
第3部：労働施設及び対策	第1編：業主の施設及び対策、第2編：労働施設、第3編：労働者運動対策、第4編：労働問題関係調査、第5編：労働立法、統計表
第4部：社会思想家の運動	第1編：社会主義的運動、第2編：反社会主義的運動（国粹運動）、第3編：協調主義的運動
第5部：国際労働運動	（第5部は5つの章により構成されている）
附篇	政治一班、財政一班、経済一班、人口問題、附編関連統計表
附録	附録1：大正12年中に制定されたる労働法規、附録2：文献

び渡来者の激減)したことに言及している。

第六集(大正一四年版、内容一九二四年)、第七集(大正一五年版、内容一九二五年)は、内容の若干の変更があったものの、前年版の構成をだいたい踏襲した。なお、第六集の編集は、権田保之助が海外留学で一九二四年九月に渡欧したため、高野所長自らが編集を担当した。また、二四年四月より河野密が臨時嘱託として年鑑の編集を手伝った(その後、二九年に莊原達に交代)。権田は、二五年一〇月に帰朝し、再び年鑑編集の担当(第七集と考えられる)となった(法政大学大原社会問題研究所、一九七〇年、五五、五七、七二頁、大島、一九六八年、四五七〜四五八頁)。一九二六年七月の研究所総会で、『日本労働年鑑』の編集主任は各委員が廻り持ちとし、今年は森戸氏が担当し、権田、高田両氏が補助すること」が決まったが、第八集からこの編集体制がとられたと考えられる(法政大学大原社会問題研究所、一九七〇年、六一頁)。

第八集(昭和二年版、内容一九二六年)は、「凡例」で『日本社会事業年鑑』が二七年から発行中止となり、第八集の第三部第二編「労働及社会施設」にその内容の一部を掲載したことを伝えた。そして、「創始以来『社会事業年鑑』の編纂を担当され、これをして斯界の権威たらしめた故当研究所理事高田慎吾君は本年七月五日宿痾のために逝去された」として弔意を表した。第八集は、これまで国際労働局(ILO)の組織、理事会、国際労働総会(労働代表選出を含む)を扱ってきた第五部「国際労働問題」の内容を拡大した。これは、ILOだけでなく、国際労働組合運動、国際社会主義運動が日本の労働運動に及ぼす影響が強くなったからだとした(第八集「緒言」)。そのため、第一編「国際労働組合運動」、第二編

第3表 『日本労働年鑑』第9集(昭和3年版)第4部「社会事業」の編と章立て

概説、第1編「社会事業行政」(第1章「社会事業行政一般」、第2章「私的社会事業の統制」、第3章「私的社会事業経費とその奨励助成」)、第2編「社会事業施設」(第1章「救護事業」、第2章「失業保険事業」、第3章「経済的保護事業」、第4章「セツルメント事業」、第5章「司法保護事業」、第6章「矯風事業」)、第3編「児童保護事業」(第1章「妊産婦並に乳幼児保護」、第2章「貧困保護事業」、第3章「児童の職業指導並に紹介」、第4章「不良児保護事業」、第5章「病弱児保護事業」)、第4編「社会教化事業」(第1章「社会教育」、第2章「教化事業」、第3章「融和事業」)、第5編「社会事業に関する調査」

「国際社会主義運動」、第三編「国際消費組合運動」、第四編「国際重要事件」、第五編「国際労働問題」という構成になった。戦前の年鑑では、第八集が国際労働運動の動向を最も詳しく記録している（戦後では、以下に示すように、第二四集～第二八集が国際労働組合運動、海外の労働運動の動向に詳しい）。しかし、第九集から国際労働問題の部は、国際労働総会だけを扱うようになった。

第九集（昭和三年版、内容一九二七年）から第一七集（昭和十一年版、内容一九三五年）までは、編纂方針は基本的に前年のものを踏襲し、部や編の構成で大きな変更はなかった。ただし、マイナーな変更はほぼ各集で行われた。そのうち比較的に大きい変更では、次のようなものがある。第一に、第九集から、第四部「社会事業」が新設され、六部構成となった。第四部は、これまで『社会事業年鑑』が対象としてきた項目の一部を扱ったものであるが、その章立ては第3表のとおりである。第二に、国際労働総会を扱った「国際労働問題」の記述が短くなり、年鑑第一四集（昭和八年版、内容一九三二年）から「国際労働問題」の部がなくなった（そのため、六部から五部構成になった）。国際労働総会は、第二部「労働者運動」の第二編「労働組合」のなかの「労働組合を通じての共通運動」に関する節のなかで扱われるようになった。第三に、第五集から「附篇」として「政治・財政・経済・人口一班」が載せられていたが、第一四集からそれがなくなり、「政治経済の大勢」については「緒言」で簡単にふれられるようになった。

3 第三期 第一八集～第二二集

『日本労働年鑑』第一八集（昭和十二年版、一九三八年三月栗田書店刊）は、五部構成であった前年までの年鑑を改正し、三部構成（第一部「労働者状態」、第二部「社会運動」、第三部「社会政策及社会運動対策」となった。この三部構成は、戦後に刊行された年鑑にまで踏襲されている。すなわち、これまでの第四部「社会事業」が割愛され、第五部「思想団体及思想運動」の内容は、新たに設けられた第二部と第三部のなかに入れられた。その他の変更として、第一集から第一七集まで一つの編で記録されていた「労働移民問題」（日本からの海外移民および主に朝鮮半島からの日本への移民など）が第一八集からなくなったことを挙げるができる。なお、第一八集から目次に英文が記されるようになった。

(1) 第一八集の詳細

○第一部「労働者状態」

一九三六年（昭和十一年）を対象とした第一八集の総頁数は、附録を除き五〇四頁である。第一部「労働者状態」は、第一編「労働人口とその配置及構成」、第二編「工・鉱・交通労働者状態」、第三編「俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態」、第四編「農・林・漁業労働者状態」、および統計表から構成されている。なお、第一八集は先に詳しい内容をみた第四集に比べ、全国統計調査を多く使用している。これらの統計は、朝鮮半島、南樺太、台湾などを除く日本の内地の数値であると考えられる（第二部、第三部の統計表も

同じ)。

第一部第一編は、職業別、産業別、地位別などでみた労働者数、労働者の地域別、事業別、規模別、性別、年齢別などの配置と構成、労働者の異動や失業者、臨時工の状態について、諸統計にもとづき示す。労働者数の統計については、内務省社会局の調査の信頼性が低いとして、主に一九三〇年の国勢調査結果を利用して(国勢調査によると「有業者」の数は二九六二万人、「労働者」の数は一九九五万人)。第二編は、労働時間、休業日数、労働災害・労働衛生、名目・実質賃金、家計費の諸統計を、工場労働者、鉱山労働者、交通労働者別に示す。第三編は、官吏、公吏、教員、工場や鉱山の職員(いわゆる官僚やホワイトカラー労働者)、商業使用人、「職業婦人」(女性労働者)の数、俸給、勤務時間、家計などの統計を示す。商業使用人や女性労働者の労働条件など全国調査から十分な情報が得られないものは、東京市役所、東京府社会課が行った調査を紹介している。また女性労働者に関しては、「女給・芸娼妓酌婦」の数も示している。第四編は、まず耕作地の田畑別、規模、自作・小作地別の面積、専業・兼業、自作・小作別の農家戸数、機械化の状況など農業の全般の状況を示したうえで、小作料、田畑売買価格、農家の経営状況(収入・経費・家計など)、農業労働者の日雇・季節雇・定雇別の数などを扱っている。また、同編は林業労働者、漁業労働者の状況についても簡潔ながらふれている。

○第二部「社会運動」

第二部「社会運動」は、第一編「労働争議」、第二編「労働組合」、第三編「無産政党」、第四編「消費組合運動」、第五編「其他

の社会運動」、第六編「国家主義的運動」および統計表から構成されている。

第一編「労働争議」は、第一章で一九三六年の工場労働者、鉱山労働者、交通労働者の争議(一九七五件)の諸側面について統計を示して分析し、継続期間や参加人数が減少していること、争議が主に中小企業で起きていることを指摘する。また、一九三六年に起きた主要な争議の産業別・月別リストなども記載されている。第二章は、一九三六年の小作争議(五七六九件)について、「本年度において量質共に未曾有の新記録を印する」と指摘し、争議の発生時期、関係する人員と耕地面積、地方の分布、要求、手段、結末等について統計などにもとづいて解説する。第三章は、大原社研の調査にもとづき「比較的下級の事務員、映画説明者或いはコック等」の俸給生活者の争議(合計三四件)について原因や経過を示すとともに、主要事例(日活の説明者楽士の争議、日本生命東京支店の外務社員の争議)を挙げている。第四章も大原社研の調査にもとづき、職業婦人の争議(二〇件)を業種、地方、原因別などで示している。

第二編の「労働組合」は、第一章「工・鉱・交通労働者の運動」、第二章「農民の運動」、第三章「俸給生活者の運動」、第四章「婦人労働者の運動」、第五章「労働者教育運動」、および「主要労働組合一覧表」から構成されているが、叙述の大部分は第一章と第二章に占められる。第一章では、一九三六年の組合員数、組合数、組織率など組織状況の数値(なお、同年の組合員数四二万人は戦前で最高値)、労働運動に共通する課題(国際労働会議(ILO)、二・二六事件の影響によるメーデー禁止、陸軍工廠で働く労働者の

労働組合加盟禁止命令、労働組合法制定要求運動、労働戦線統一等)、主要な労働組合概況・大会・方針(中堅の大部隊)である日本労働組合会議とその加盟組織、中間派的組合、国家主義的な立場をとる愛国労働組合の系統別に記載)などが記述されている。三六年は、メーデー禁止と陸軍工廠の組合禁止が労働運動に対する抑圧を強めるとしてとくに問題となり、労働組合は反対運動を展開した。また、日本労働組合会議に加盟する日本労働総同盟と全国労働組合同盟が合同して、全日本労働組合総同盟(約九万五〇〇〇人)が結成された。この編はその他、一九三〇年代初頭以降台頭した国家主義的あるいは日本主義的労働組合(日本労働組合総連合、日本産業労働倶楽部、新日本海員組合など)の活動、「日本主義的労働組合戦線の統一」をめざした愛国労働組合全国懇話会の結成を紹介した。第二章は、農民組合(小作人組合)の組合数、組合員数、組合の区域(全国から一部落までの単位)別の数、地方別分布、運動内容の概況を記述したうえで、全国組織(全国農民組合、日本農民組合、日本農民組合総同盟)と主要な地方農民組合の組織の大会、運動方針、議会活動等について記述している。全国農民組合については、「ここに数年來対峙せる全会(全国会議)派」が全農に復帰したため「全的統一が完成」したことが記されている。

第三編「無産政党」は、第一章「無産政党の共通運動」で二月の第四次総選挙や地方議会選挙の選挙結果(総選挙では社会大衆党が一八議席を得るなど無産政党が躍進した)、無産階級運動の社会大衆党を中心とした政治戦線統一運動の動向などについて記述した。第二章「無産政党各個の運動」は、主に社会大衆党の諸活動、綱領や政策について記述するが、他の無産団体(労農無産協議会)、国

家社会主義的諸政党(勤労日本党など)についてもふれる。

第四編「消費組合」は、一九三六年の労働者の自主的消費組合の組合数、組合員数が三四年に比べ大幅に減少したこと、減少が主に地域組合で起きたことを指摘した。他方、労働組合(全日本労働総同盟、日本産業労働倶楽部)系列の消費組合は組合員を増やし、経営が良好な消費組合も多いとした。同編は協調会の調査にもとづき、主要な四五の労働者消費組合のリストを示した。

第五編「其他の社会運動」と第六編「国家主義的団体及個人の運動」は、第一七集までの第五部「思想団体及思想運動」の内容を対象としている。第一七集の第五部が六七頁であったのに対し、第一八集第二部第五編、第六編は合計で二三頁と大幅に短縮された。第五編は、社会主義的運動、特殊事件(日本共産党関連)、学生運動、芸術家の運動、婦人運動、水平運動、朝鮮半島や台湾の植民地における運動など様々な社会運動を扱う。日本の左翼運動が「昭和六年満州事変勃発以降の急激なる社会情勢の変化によって昭和八年をその頂点とし、以降急速に衰退の一路を辿っている」として、社会運動の動向(婦人運動と水平運動を除く)の記述の多くの部分は弾圧事件や裁判の判決に占められている。婦人運動では婦人参政権獲得運動が、水平運動では水平社による差別撤廃運動が展開された。第六編「国家主義的運動」は、「最近における国家主義的団体の数は極めて多い」としたうえで、「封建的・前資本主義的時代に受胎し育成されたもの」と「満州事変後にこの陣営に走った社会運動からの転向派」の二つに大別できると指摘し、一九三六年に設立された主要団体を紹介した。また、「総選挙における無産政党の躍進と二・二六事件とそれに続く肅軍其他の政治情勢」を契機とし

て、国家主義運動が「戦線の統一、政党樹立問題」を運動の新たな課題としたことを指摘した。

○第三部「社会政策及社会運動対策」

第三部「社会政策及社会運動対策」は、第一編「一般労働者に対する社会政策」、第二編「農村における社会政策」、第三編「社会運動対策」、および統計表から構成されている。第一編は八六頁にわたり、社会政策に関する政府の動向（方針、立法、官庁事務の分掌、予算、政府内諸会議）、経営者側団体の社会政策への態度、工場法などの労働者保護法とその施行状況（労働条件や労働災害の監督状況）、健康保険や退職金制度などの労働保険政策、経営者の福利政策、商業使用人や俸給生活者に対する対策、失業者対策など多岐のトピックをカバーしている。そのうち、労働保険政策を対象とした章は、一九三六年六月に成立した退職積立金及退職手当法の成立過程を詳しく検討し、一〇人以上の工場や鉱山を対象に退職積立金積立を義務化した法案に対し、経営者団体（全国産業団体連合会）が中小企業の負担増を挙げ反対の立場をとり、国会で可決された修正案が五〇人以上の工場や鉱山を対象としたことなどを記述した。また同編は、労働組合と経営者の間で結ばれた労働協約の数（一九三六年三月現在二二二件、被適用労働者一三万六〇〇〇人）および労働委員会（労資協議機関）の数（一九三一年七月現在二七四件、関係労働者三一万五〇〇〇人）など労使関係の状況を記述している（ただし、同編のなかで労使関係の記述は「附」として扱われ、重要な位置を占めていない）。

第二編「農村における社会政策」は、土地制度改革（自作農創設

により小作農を減らす計画）や農村の工業化（軍需工業の下請け工場を農村に分散化して安価な労働力を使用する計画）などの政府の政策方針、現行の健康保険にカバーされていない農民、小商工業者、少額給料生活者にも適用する国民健康保険制度案の要綱（社会保険調査会が修正可決したもの）、および地主組合や協調組合、帝国農会等農業諸団体の状況を記述した。農業諸団体では、小作農と地主の協調を目的とする協調組合の数が、二・二六事件の影響もあり大幅に増加したことが指摘された。

第三編「社会運動対策」は概況で、一九三六年の政治経済の「非常時体制」から「準戦時体制」への転換に対応して政府の社会運動対策が全体主義的になったこと、二・二六事件後に戒厳令が敷かれ政治集会・野外集会が禁止されたこと、言論統制の強化が行われたこと、思想犯の思想転向を促進・確保を目的とした思想犯保護観察法が議会で可決されたことなどを指摘した。制定された法令としては、思想犯保護観察法の他、不穏文書臨時取締法が挙げられた。また、社会運動対策の「主要なる事件」としては、内務省によるメーデー禁止の通牒、内務省による「日本精神に基づく独自の産業労働協力委員会の法制化」の計画、造兵廠長官による陸軍工廠での労働加禁禁止の通牒があった。同編は労働争議と小作争議調停も扱う。労働争議に関しては、調停件数（八一七件）が争議発生件数に占める割合は四割で、調停件数のうち労働組合が関係した割合は三割であった。また、『コミンテルン』の破壊化工作に対する共同防衛」を趣旨とする日独防共協定の成立（一月に調印）も言及された。

(2) 第一九集から第二二集まで

第一九集(昭和一三年版、内容一九三七年)以降の年鑑の「緒言」は、戦時体制下であるため資料収集で制約があることを示した。たとえば、第二〇集(昭和一四年版、内容一九三八年)の「凡例」は、「本年鑑に利用さるべき資料特に官庁資料にして、遺憾乍ら発表中止になったもの、発表が締切まで間に合はなかったもの、或は細目の発表中止になったもの等が若干あった」と述べ、そのような資料の例として『本邦鉱業の趨勢』、『工場監督年報』を挙げた。この時期の労働年鑑の構成について、宇佐美誠次郎は次のように述べている。

……まだ年鑑の刊行をつづけていた間にも、年々言論の自由が狭められて来たために、発表をさしひかえねばならない項目がふえていった。そのことは、たとえば戦時中の最後の版である第二二集をその前年版と比較してみれば明瞭である。……総ページ数では約六〇ページほど薄くなっているが、そのうちとくに目立つのは第二部の内容であって、「労働争議」、「消費組合」(「其の他の社会運動」の項は全く廃止され、「労働組合」の項はページ数で約半減している。そしてその代りに「産業報国会」の項が附編としてつけられ、第二編の統計表は産報関係だけが載せられている状態である。(宇佐美、一九六一年、四頁五頁)。

また、宇佐美は第二〇集まで掲載された第二部五編の「其の他の社会運動」(社会主義団体、日本共産党関連の「特殊事件」、学生運動、婦人運動、水平運動、植民地の運動などを扱う編)が、第二二集でも当初載せられる予定ではなかったかと推測する。なぜなら、同集の第二部には第一編「労働組合」、第二編「無産政党」、第三編「国家主義的運動」および附編しかないものの、同集四〇六頁に

「第二部第五編参照」と書かれているためである(宇佐美、一九六一年、五頁)。

産業報国会は、第二一集(昭和一五年版、内容一九三九年)の附編で掲載されたが、産業報国運動の記録は前年の第二〇集(昭和一四年版)から始まっている(第二部第二編「労働組合」の「労働組合の共通運動」の節で掲載)。第二二集の附編は、概況、「産報会及産報連結成状況」から構成され、統計表では厚生省労働局調査による「昭和一四年産業報国会組織状況(二月末)」を掲げた。概況は、一九三九年四月に政府が産業報国運動を指導下に置くくと急速に発達したことを指摘した。「産報会及産報連結成状況」は、三十九年上半年期において産報運動の目的が当初の労使関係調整・労働争議防止の目的から国家総動員体制の一環の運動に変わったこと、事業経営者が積極的に産業報国会を設置するようになったこと、労働組合も当初の批判的態度を変えて「大部分は労働組合を解消して産報運動に合流すべし」との見解」をもつようになったと指摘した。そして、三十九年に結成された主要な産業報国会や産業報国連合会(八幡製鉄、大阪市事業の産業報国会、福岡地方鉱業連合会、東京や愛知の地方産業報国連合会など)の概略を記録した。

第二章 戦後の『日本労働年鑑』(1)

(第二二集〜第三五集)

1 年鑑第二二集(戦後特集)の刊行

この章は、第二二集(戦後特集)から、二冊の『日本労働年鑑』戦時特集版の刊行のため三年余りのブランクが空く前に刊行された第三五集(一九六三年版)までを検討する。大原社会問題研究所は、『日本労働年鑑』第二二集(戦後特集号)を第一出版株式会社から一九四九年八月に刊行した。八年ぶりの年鑑の刊行であった。一九四五年八月から四七年二月までをカバーしたこの年鑑は、第一部(労働者状態)の資料収集が十分でできなかったことや出版事情などの理由で、従来の年鑑の第二部の労働運動のみをカバーし、四つの編(第一編「労働争議」、第二編「労働組合」、第三編「労働協約」、第四編「無産政党组织」)から構成された。執筆は、研究員の舟橋尚道のほか、二人の学生アルバイトが担当した(『資料室報』一九七四年一月号、九頁)。同年鑑は序言で、四六年の半ば過ぎから「ささやかな更生活動」を踏み出した大原社会問題研究所が「何よりも希求したことは、多年にわたって中心的事業の一つとしてきた『日本労働年鑑』を復刊すること」であり、「かくしてまず、そのための基礎的資料の蒐集整理に着手したが、戦災による設備の破壊、財政的困難、それに伴う人員の制限等の悪条件により進捗意に

まかせず、久しく江湖の期待にそむいたのであるが、担任者たちの献身的努力の結果ここによりやく従来の年鑑の第二部の肝要をなす労働運動の部分を上梓しうることとなった」と述べた。

2 年鑑第二三集の詳細

労働年鑑の三部構成が復活したのは、一九五一年一月に刊行された、一九四八年、四九年を主な対象とした第二三集からであった。第二三集は、戦後の経済の混乱期を反映し労働者の状態が依然厳しいこと、労働運動がGHQや政府の抑圧により攻勢から守勢に転じたことなどを示した。一九五一年一月に時事通信社から刊行された第二三集は、総頁数が九七四頁にのぼり、第二二集の総頁数(四二九頁)の二倍以上になった。当初、第二二集と同様に第二部のみを刊行する予定であったが、のちに第一部と第三部を加えることとなった。第二三集の執筆編集は、宇佐美誠次郎を中心として行われた。なお、この年鑑は、大原社会問題研究所の法政大学との合併後、初めて刊行されたものである(『資料室報』一九七四年一月号、一〇〜一二頁)。

○第一部「労働者状態」

第二三集の第一部「労働者状態」は、第一編「労働人口の構成」、第二編「雇用および失業」、第三編「労働者・農民の組織状況」、第四編「賃金と労働条件」、第五編「労働者の生活」、および第六編「農家の状態と農民の生活」から構成されている。第一編は、労働力人口(雇用者数、従業者数、工員数)について、「昭和

二四年臨時国勢調査報告」、「昭和二二年事業所統計調査報告」、「昭和二三年工業統計速報」等にもとづき男女別、産業別、従業上の地位別、常用・臨時日雇別、地方別、企業規模別などの統計を示す（国勢調査による雇用人の総数は一八八六万人）。また、炭鉱労働者数については、日本石炭鉱業会の調査を使用している。

第二編は、第一章で一九四八～四九年の労働力人口、非労働力人口、就業者の数の変化を労働力調査から、一九四七～四九年の産業別の雇用指数や労働異動率の推移を毎月勤労統計調査や雇用状態調査から示す。また、「一九四九年における大量解雇」一節が設けられ、企業整備が行われた事業所数と整理人数、産業別の企業整備状況、被解雇者の解雇理由や再就職状況（労働省職業安定局の統計による）が示されている。第二章は、労働力調査により完全失業者数の一九四八～四九年の月別の数（四八年平均二四万人、四九年平均三八万人）を示すが、この数値について「いちじるしい過小評価」がみられると評した。その理由として、調査期間中一時間でも収入がある仕事をしている人を就業者として扱うこと、無報酬の家族従業員や休業者を就業者としていること、非求職あるいは短時間の就業を希望する失業者を非労働力人口としていることなどを挙げた。

またこの章は、就業者のなかの転職希望者、農村において就業程度が低いもの、家族従業員などの潜在失業者の問題にもふれている。

第三編は、労働者と農民の組合への組織率についてである。一九四九年六月末現在の労働省の発表による単位労働組合数（三万四六八八）、組合員数（六六五万五四八三人）を挙げ、組合員が労働力調査の雇用人口に占める割合（組織率）を六一パーセントとしている（なお、二〇一九年「労働組合基礎調査」の推定組織率推移の

データによると、一九四九年六月末の組織率は五五・八%となっている。組織状況は、総同盟・産別などの上部団体別、産業別、関連法規別などでも示されている。農民については、日本農民組合（日農）、全国農民組合（全農）などの組織状況を記述している。

第四編「賃金と労働条件」は、第一章「賃金」、第二章「労働時間と労働日数」、第三章「労働災害」、および第四章「労働衛生」から構成されている。第一章は、毎月勤労統計調査などにもとづいて、賃金上昇率（安定計画）の強行により、一九四九年の賃金上昇率が四八年より大幅に下がった、実質賃金の推移（一九三五年との比較では四八年平均が三五年の四・五割にしか満たない）、産業別賃金の推移などを示した。また、賃金に占める生活給と能率給の割合（電産型賃金の影響でガス・電気業の生活給の割合が八六%を占める）、臨時給が給与総額に占める比率、賃金の男女差や地域差、および賃金不払い事件の件数について記述をしている。第二章は、労働力調査に基づき一九四八～四九年の週平均労働時間（全産業の年平均では四八年が四九・六時間、四九年が四五・七時間）を農林業・非農林業別、家族従業員・雇用人別、男女別で記述し、一日の労働時間の戦前（一九三五年）との比較もしている。第三章は、労働省に報告された労働者死傷者報告にもとづき一九四八年の労働災害の状況について死傷者の産業別数値、産業別・部門別の災害率、原因別比率をみている。また、炭鉱の労働災害については、資源庁鉱山保安局調査の数値を示し、四八年の罹災者（死亡+負傷）数（一四万五二七〇人）が一九三二年以降最高値であることを指摘している。第四章は、労働者の結核、寄生虫病、トラホーム、脚気など疾病の罹患率（労働省による四八年の事業所での健康診断

結果調査)を規模別・産業別、男女で別示し、職業病については金
属鉱山における珪肺の罹患率、四八年の労働省の職業病実態調査の
代表的事例を挙げた。

第五編「労働者状態」は、第一章「家計」、第二章「栄養」、およ
び第三章「住宅」から構成されている。第一章は、戦後に実施され
た家計調査(五〇近くある)のリストを挙げ、その結果から「殊に
終戦直後の生活の困窮ははなはだしかったが、戦後四年を経過し
て、その生活がわずかながら改善された」ことを指摘した。また、
電気産業労働者や炭鉱労働者の家計調査結果の内容についても紹介
している。第二章は、一九四六〜四八年の「国民栄養調査」の結果
を示し、一日当たりの摂取熱量が「標準献立」(日本人に必要とさ
れる一日の蛋白量や熱量)を下回り、また「米によるカロリー摂取
が、麦類、イモ類によって代替されている」ことを指摘した。第三
章は、勤労者の住宅事情について「一般に終戦の混乱期といわれ
ている一九四五〜四六年の状態とほとんど変化していない」と述べ、
建設省の資料から住宅不足戸数(三三三万戸)の推定や居住者密度
などの住宅水準を示した。また、住宅難による諸問題(住宅係争、
住宅困窮者の世論、住宅占拠、家賃問題、災害による住宅損失、労
働組合の会社に対する「住宅を与えよ」という要求など)も挙げ
た。

数、農家の耕地面積などを多くの統計を使い解説している。第二章
は、農家人口が一九四六年四月から四七年八月までに三三七万人
(六・八パーセント)増加していることを挙げ、農村に引揚、復
員、失業人口が流入して「相対的余剰人口」問題が起き、労働力が
「飽和状態」になっている(たとえば、四八年八月から四九年八月
までに三四時間以下の短時間就業者がほぼ倍増していることに示さ
れる)と指摘した。第三章は、一九四八年度「農村経済調査」にも
とづいた農村の家計費の実態とともに、農村での公民館等の文化施
設の普及の程度、無医村問題、農村の子女がわずかの前借金で「き
わめて劣悪な非人道的な労働条件」の工場で酷使されている「人身
売買」の事例などの社会問題にもふれている。

○第二部「労働運動」

第二部「労働運動」は、第一編「労働争議」、第二編「労働組合
運動」、第三編「農民運動」、第四編「その他の社会運動」、および
第五編「労農政党」から構成されている。第二部の頁数は五五八頁
で、そのうち第二編が二五八頁で全体の約半分を占め、第一編の一
〇一頁が続く。以下の第二部の内容の説明は、第一編と第二編を中
心に行う。

第一編は、第一章「争議の大勢」で、一九四八〜四九年の期間を
第一期(一九四八年一月〜七月)、第二期(四八年八月〜二月)、
第三期(四九年一月〜八月末)、第四期(四九年九月〜十二月)に
分けて争議の状況を概観した。第一期では全通を中心とした三月攻
勢、マッカーサー書簡、第二期では官業労働者の争議権と団交権を
剥奪するポツダム政令の公布とそれに対する国鉄労働者の職場離脱

闘争などにふれた。また第三期と第四期では、政府や資本の労働運動に対する攻勢が強まったこと、経済九原則のもとで企業整理と行政整理が実施されたため争議での要求が守勢的になったこと、労働運動の左右対立が強まったことがふれられている(第一節)。第二節以下では、四八年と四九年の争議を、件数、参加人員、形態、規模、産業別分布、要求事項、解決状況について争議統計にもとづいて分析する。争議の形態では、同盟罷業や工場閉鎖だけでなく事業管理についても検討しているが、一九四六年春には同盟罷業を上回った事業管理の件数がそれ以降減少したことを指摘した。産業別分布では、陸運業、通信業、公務及団体の争議参加人数が四八年前半期から後半期にかけて大幅に減少したこと指摘し、「三月のマッカート声明と七月のマッカーサー書簡」の影響により労働運動の「基幹的部分をなしていた公務員はこの年半ばから争議行為の公の舞台から放逐され」と述べた。要求事項では、四八年前半が「賃金その他の労働条件の改善や企業の民主化への積極的要求」が多かったのに対し、それ以降は「賃金切り下げや人員整理に反対して闘われないわば守勢的な争議が次第に増加」する傾向にあったことが指摘された。

第二章「主要な争議」は、「物価安定を基礎とする最低賃金制の確立」などを要求した全通を中心とした官公労働者の四八年の三月闘争、四八年七月の芦田内閣の政令二〇一号に対する国鉄労働組合の対応と職場レベルで起きた職場離脱闘争、一九四八年四月一〇月まで日本映画演劇労働組合東宝分会が人員整理をめくり闘った東宝争議、四七年一月から四八年四月の仮処分執行まで生産管理闘争が続いた日本タイプライター争議、四九年六月に行政整理実施の

ため国鉄が導入した新交番制とそれにもなう労働時間延長に反対して闘われた国電争議など、主要な争議の経過とその背景について叙述した。

第二編「労働組合運動」は、第一章「組織運動」、第二章「賃金闘争」、第三章「企業整備対策運動」、第四章「法規対策運動」、第五章「労働協約状況」、第六章「世界労連の動向と日本の労働戦線」、および第七章「主要な労働組合の現状」から構成されている。第一章は、労働組合の組織が敗戦後驚異的に躍進したものの「一九四七年中にはほぼその飽和点に達し、以後はむしろ組織活動に停滞と分裂が始まった」と概況で指摘したうえで、国鉄反共連盟の結成、総同盟の全労連脱退、産別会議民主化同盟結成と産別会議の反応、新産別の結成などの左右対立激化の労働組合組織への影響を叙述した。

第二章は、戦後の賃金闘争を「日本経済の体制的危機のもとにおいて、一方では、低賃金政策によつて資本家的復興を企図する政府ならびに経営者団体、経営者の賃金政策と、他方では最低生活保障の要求のもとに、その体制的条件を確立せんとする労働者階級との闘争であった」と特徴づけたうえで、経営者や経営者団体の賃金政策(たとえば、一九四九年九月に関東経営者協会が作成した賃金政策の文書の紹介)、労働組合(産別会議、総同盟、産別民主化同盟)の賃金政策、四八年、四九年の主要な賃金闘争(電産、東芝労連、私鉄総連、海員組合のスライド制や最低賃金を求める闘争、新潟鉄工労組の給与体系における身分差別撤廃闘争、経済九原則による合理化の圧力のなかで闘われた炭労の五月闘争、行政整理後の民同主導の国労が仲裁裁定の履行を求めて闘った賃金闘争など)を記

述した。

第三章は、企業三原則、経済九原則の影響により相次いだ中小企業倒産や大量解雇を伴う企業整備に反対するため一九四九年の春から夏にかけて産別主導で闘われた企業整備反対＝産業防衛闘争について、東芝労連の企業整備反対闘争（過度経済力集中排除法による東芝二八工場の「処分」や残りの一六工場の人員整理に反対した闘争）の事例を挙げて記述した。なお、この章は、企業整備による失業者群が日雇労働者のなかに流れ込んでいくとして、これらの労働者（自由労働者）の闘争にもふれている。

法規対策を扱った第四章は、第一期（四八年一～六月）、第二期（四八年七月～二月）、第三期（四九年一月～六月）、第四期（四九年七月～二月）に分け、それぞれの時期に制定された労働運動や社会運動にかかわる法律や政令に対する労働組合の運動と左派と右派の対応の違いについて記述している。たとえば、第二期では政令二〇一号打破闘争、国家公務員法改訂反対闘争、第三期では労働法規改訂反対闘争、定員法反対闘争、公安条例反対闘争などの事例が示されている。また、国鉄労働組合の日本国有鉄道法成立とそれにもなう機構改革や公共企業体労働関係法の成立に対する対応についても記録している。

労働協約の状況を扱った第五章は、第一期（四八年一～七月）、第二期（四八年八月～四九年五月）、第三期（四九年六月～二月）に分け、それぞれの時期の労働協約をめぐる政府、経営者、労働組合の動きや個別企業の労働協約の事例を示す。政令二〇一号による公務員の労働協約の失効、政府の個々の組合規約や労働協約に関する行政指導（通牒）、労働組合法改正などの政策により、戦後

直後に労働組合主導で締結された労働協約が「経営権と平和義務を根幹」とした労働協約に改訂される過程が描かれている。また、労働協約における経営協議会の設置状況やその機能についての組合や経営者の見解についても検討している。

第六章は、世界労連結成とその後の分裂の動き、国際自由労連結成、および日本の国際労働機関への今後の復帰や世界労働戦線の分裂に対する日本の労働組合の態度について記述している。第七章は、労働組合全国組織と産別組織の役員、加盟組織、規約や綱領、運動方針などを記している。

第三編「農民運動」は、第二三集「戦後特集号」が農民運動を扱わなかったため、「はしがき」で一九四五年八月から四七年二月までの農民運動の概観が示された。そこでは、農地改革と地主の土地取り上げをめぐる農民闘争、四六年二月の日本農民組合の結成がふられた。第一章「農業情勢の転換と農民戦線の分裂」は一九四七年二月より四八年末の時期、第二章「農業恐慌の進化と産業防衛闘争」は一九四八年一二月から四九年末の時期についての農民運動の動向を叙述した。また第三章は、農民団体の組織状況にふれた。第一章では、農地改革をめぐる紛争、供出闘争、税金闘争などの農民運動の諸闘争や、四七年八月の全日本農民組合の結成による農民運動の分裂および日本農民組合内部の反共派と容共派の抗争などが記述された。第二章は、経済九原則以降農村経済が苦境に陥るなか闘われた農民闘争（供出や米価をめぐる闘争、税金滞納者の差押え強行や地主を保護する農地改革の逆転に反対する闘争など）、日本農民組合第三回大会の「統一派」と「主体性派」による分裂開催、全国農民会議の開催、農民戦線の「反共統一」の動きについて記述し

た。

第四編「その他の社会運動」は、各章で平和運動、教育復興運動、婦人運動、労働救援運動をそれぞれ扱った。また、一九四八年、四九年の主要な集会・デモンストレーションの一覧を示した。

第五編「労働政策」は、日本社会党、労働者農民党（四八年一月に結党）、および日本共産党の一九四八・四九年の大会、政策、方針、声明などの動向をまとめている。また、同編は、各政党の農業政策と一九四九年一月の第二四回衆議院選挙での三つの労働政策の得票数など選挙成績も示した。

○第三部「労働政策」

第三部「労働政策」は、第一編「連合国の対日労働政策」、第二編「政府の労働政策」、および第三編「使用者の労働政策」から構成されている。第一編は、GHQ関係官による労働組合対策、紛争処理機関設置、公務員対策、経営者教育、労資協議会に関する意見表明や指導を目的とした声明、演説、談話のうち重要なものを、とくに注釈を入れずに引用している。たとえば、日本の労働組合が「温情主義的」な賃金要求をしているとして批判したフーヴァー労働課労働教育班次長の声明「労働組合と日本の民主化」（一九四八年三月）、労働組合が共産主義者を指導部から追放する行動に「最大の称賛を惜しまない」としたエーミス労働課長の日経連での演説「労資の権利義務の均等」（一九四九年九月）などが引用されている。

第二編は政府の労働政策について、「労働運動を『健全化』するため」に組合の権利を禁止あるいは制限する政策がとられたのに対し、「労働保護立法および失業対策の面」でなされたこと」が少な

く評し、第二―五章で国家公務員法の改正、労働組合法・労働関係調整法の改正、公共企業体労働関係法、行政機関職員定員法の成立過程や施行状況について叙述した。第六章は、労働基準法の全面的適用で四八年五月から権限行使が本格化した労働基準監督について、適用事業場・労働者数や監督状況や違反事件の状況について記した。第七章は、政府の失業対策方針、労働者供給事業の禁止規定の強化などを盛り込んだ職業安定法の改正、適用範囲の拡大や支給額の増加などを盛り込んだ失業保険法の改正、および失業対策事業で失業者の吸収を図る緊急失業対策法の成立などについてふれた。第八章は、物価と賃金の安定を目指す公務員の賃金水準（一八〇〇円ベース、三七〇〇円ベースなど）の設定過程や「賃金三原則」による賃金の間接統制などの政府の賃金政策を検討した。

第三編は、「日本経営者団体連盟の成立とその活動」を副題とし、一九四八年四月に設立された日本経営者団体連盟（日経連）が発表した労働政策、労働組合対策、争議対策、賃金対策などに関する主要な宣言、意見、建議を示す。たとえば、経営権の強化を「救国の経済再建」の経営者の責務と結びつけた「全国経営者大会宣言」（四八年九月）、「経営内の共産党員の排除」を主張する「当面の労働情勢に対応して経営者がとるべき態度」（一九四九年九月）、理論生計費にもとづく賃金要求を排除し、能率主義と支払い能力による賃金決定を主張する「賃金要求に対する経営者の基本態度」（四八年九月）などが紹介されている。

第二三集の附録として、その一「労働関係法令一覧」、その二「労働組合・官庁・諸団体名簿」、その三「付属統計表」が記載されている。

3 年鑑第二四集〜第三五集

一九五〇年代（第二四集以降）の労働年鑑の編集体制は、田沼肇、舟橋尚道、斉藤泰明が実質上の中心になって行われ、宇佐美誠次郎が「研究所の編集担当」として「全部の原稿を読んで長すぎるところなどを削ったり直したり、そしてはしがきや概観」を執筆したとされる（『資料室報』一九七四年一月号、一二頁）。

第二四集（一九五二年版、内容一九五〇年）から第三五集（一九六三年版、内容一九六一年四月〜一九六二年六月）までの労働年鑑の構成をみると、第一八集から始まった三部構成（第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」）が続いたが、それぞれの部の構成の変化がみられた。第一部と第二部の構成があまり変化しなかったのに対し、第三部の構成は毎年のように変更があった（第4表参照）。第三部の構成の変化をみると、第二四集の第三部は三つの編（「GHQの対日労働政策」、「政府の労働政策」、「使用者の労働政策」）にまとめられていたが、第二五集以降の第三部では、年鑑が対象とする時期（一九五〇年代）の政治・経済動向を反映した編が設けられた。

一九五〇年代初めの労働年鑑は、講和条約前後の政治状況を反映した編を載せた。これは、日米安保体制の構築、それともなう日本の再軍備と「軍国主義の復活」が労働政策の前提であるとしたためである。一九五一年を対象とした第二五集は、第三部第一編「両条約の締結と労働政策」のなかで講和条約と日米安全保障条約の国会承認の際の国会での議論、ポツダム政令の改廃問題、占領軍で働

く労働者の雇用問題など、占領下の日本が独立に移行する際の諸課題にふれた。一九五二年を対象とした第二六集の第三部第一編は、「サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結」と題された。同編は、安保条約下での米軍駐留問題や日本の再軍備などについてふれた。一九五三年を対象とした第二七集の第三部第一編は、「MSAの受け入れと再軍備の進展」と題された。同編は、アメリカのMSA（相互安全保障法）にもつづいた対日援助の受け入れ交渉と国会での審議、日本再軍備の計画、再軍備と関連した憲法改正の動き、日米行政協定の「経済版」といわれた日米通商航海条約の締結、独占禁止法改正など独占資本を擁護した政策を記述した。

一九五五年二月に日本生産性本部が発足したが、五五年を対象とした第二九集に「生産性向上運動」の編（第三部第七編）が設けられた。同編は、「生産性向上に関する日米交換公文」を引用し、「日本における生産性向上運動が、アメリカの世界政策の一部として、その指導のもとで行われるものである」と指摘した。そして日本生産性本部の設立趣意書、寄付行為、事業計画、活動方針、地方生産性本部設立の準備、総同盟と海員組合の正式参加、海外視察団の派遣などについて記述した。第三〇集（主に一九五六年を対象）の第三部第六編「生産性向上運動」では、一九五五年度の生産性本部の事業（海外視察団、諸会合、宣伝広報など）の概要、一九五六年度の事業計画・予算、生産性研究所や地方本部の発足、ミシガン大学の協力のもと早稲田大学に生産性研究所を設置するための両大学間の協定などが記述された。また、第三二集（主に一九五七年を対象）の「生産性向上運動と労務管理」（第三部第五編）は、「総説」で「生産性向上運動において、とりわけ重要な位置を占めているの

第4表 第3部「労働政策」の編のタイトルの変遷（第23集～第35集）

集	第1編	第2編	第3編	第4編	第5編	第6編	第7編	第8編	第9編
23	連合国の対日労働政策	政府の労働政策	使用者の労働政策						
24	G H Qの対日労働政策	政府の労働政策	使用者の労働政策						
25	両条約の締結と労働政策	再軍備と治安対策の強化	労働組合・共産党およびその他大衆運動対策	行政機構の改革・人員整理および勤務評定制の実施	社会保障制度	使用者の労働対策			
26	サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結	治安対策	労働組合・共産党・大衆運動対策	賃金政策	失業対策	労働行政・労働法の改正	使用者の労働対策		
27	MSAの受入れと再軍備の進展	治安対策	労働組合対策	賃金政策	失業対策	社会保険および社会保険	使用者の労働対策		
28	総論	政府の労働政策	合理化対策	社会保険・社会保険	経営者団体				
29	総論	労働法・労働行政	労働判例	賃金政策	失業対策	治安対策	生産性向上運動	社会保険・社会保険	経営者団体
30	総論	労働法・労働行政	労働判例	賃金政策	治安対策	生産性向上運動	社会保険・社会保険	経営者団体	
31	労働立法・労働判例	賃金政策	社会保険	失業対策	生産性向上運動と労務管理	経営者団体			
32	労働法および治安立法	労働行政	賃金政策	社会保険	経営者の活動	国際労働機構と日本			
33	概説	労働立法	賃金政策	労働行政	雇用・失業対策	社会保険	経営者団体	ILO と日本	
34	概説	労働立法・判例	労働委員会・人事院	労働行政	社会保険	経営者団体			
35	労働立法と労働行政	賃金政策	雇用政策	社会保険	ILO と日本				

〔出所〕筆者作成。

は「労務管理である」と指摘し、生産性本部の活動よりも労務管理の動向（職務機構の強化、「ヒューマン・リレーションズ」の導入状況、人事考課制度）の記録に重きを置いた。生産性本部の活動については、労使協議制度の設置の提案を紹介した。第三二集からは、生産性向上運動にかんする独立した編はなくなり、同集では日本生産性本部は「経営者の活動」の編のなかで言及された。

この時期の第二部「労働運動」の構成の変更では、第二九集（一九五七年版、内容一九五五年）で、これまで独立した編であった「労働争議」が「労働組合運動」の編のなかの章（統計からみた争議」と「主要な争議」として組み入れられた。同年鑑の緒言は、「創刊以来本年鑑は『労働争議』と『労働組合運動』を別々の編として扱ってきたが、労働争議が労働組合と直接関係なしに起こることの多かった戦前については、右の編別も妥当なものであったが、今日では労働組合運動の一部として労働争議を扱うのがはるかに合理的であることはいままでもないからである」と変更の理由を述べた。しかし、第三五集（一九六三年版、内容一九六一年四月〜一九六二年六月）では、「主要な労働争議」（第二部第二編）が復活し、その後も労働争議は独立した編として扱われた。

第二部の内容で特記すべきことは、第二四集〜第二八集の国際労働運動を扱った第二編の章が、世界労連や国際自由労連、産業別労働組合の国際大会の動向だけでなく、各国の労働組合運動について記述したことである。たとえば第二七集（一九五五年版、内容一九五三年）の「国際労働運動」の章は、アメリカ、イギリス、フランス、イタリアの節を設け、それぞれの国の労働組合運動の状況を記述した。アメリカの節は、アイゼンハワー政権の成立によるニュー

ディール予算の削減、「赤狩り」による労働組合への攻撃、CIOとAFLとの間の統一論議の開始、CIO系とAFL系の組合の共同闘争などを記述した。イギリスの節では、TUC大会での「右翼幹部」と左派組合の抗争、五三年二月の二〇〇万人の機械・造船労働者のゼネストなどが記された。

この時期（第二三集〜第三五集）、労働年鑑の発行所は頻繁に変わった。第二二集が第一出版、第二三集〜第二八集が時事通信社、第二九集〜第三五集が東洋経済新報社の発行であった。その理由について、二村一夫は次のように述べている。

……（出版社の頻繁な変更の）一因は、編集・採算の面で問題を抱えていたからです。年鑑ですから、運動の発展にともない採録すべき事項は増えました。しかし編集体制が弱体で、原稿のチェックが不十分だったため、ページ数は増加の一途をたどり、第三〇集は七八〇ページを超えてしまいました。このため出版コストは上昇し、売れ行きは低下し、第三一集からは、ページ数削減方針をとらざるを得なくなりました。第三五集になると売れ行きは一〇〇〇部を割り、版元から発行を断わられてしまいました。（二村、二〇一九年、一二頁）

二村によると、このような事態を打開するため、また戦時期の年鑑の空白期を埋めるため、『日本労働年鑑』戦時特集版が企画され、『太平洋戦争下の労働者状態』（六四年）、『太平洋戦争下の労働運動』（六五年）が東洋経済新報社、労働旬報社からそれぞれ刊行された（二村、二〇一九年、一二頁）。

第三章 戦後の『日本労働年鑑』(2)

(第三六集〜第四五集)

第三六集から『日本労働年鑑』は労働旬報社より刊行され、現在に至っている(一九九七年に社名が旬報社に変更された)。第三章は、第三六集(一九六六年版、内容一九六二年七月〜一九六四年一月)から第四五集(一九七五年版、内容一九七三年七月〜一九七四年六月)を対象とする。「はじめに」で述べたように、九〇冊の年鑑の歴史の折り返し地点となる第四五集を区切りとするのは、紙幅の都合によるもので、第四五集と第四六集の間に構成の大きな変更があったわけではない。

第三六集の頁数は五二二頁で、第三五集の三五〇頁(労働関係文献目録などの附録を加えると三九七頁)より大幅に増えた。また、第三七集(一九六七年版、内容一九六五年一月〜一九六六年六月)では、労働問題の主要統計をグラフ化した巻頭色刷りページ、「この時期の内外情勢と労働運動の概観」についてまとめた序章、および各編冒頭の概要が掲載された(巻頭色刷り頁、序章、概要の掲載は、現在の労働年鑑まで続いている)。さらに、第三八集からは、各年鑑の収録時期を七月から翌年の六月までとした(この収録時期は第五六集まで)。

この時期、年鑑の編集体制が改善された。二村一夫は改善点について次のように記している。

『日本労働年鑑』の編集体制は第三六集から、新任の宇佐美所長を先頭に、編

集責任者となった中林(賢二郎)研究員の努力によって、大きく改善された。執筆に先立ち、関係者から運動の実状をヒアリングし、各研究員が分担箇所を報告する研究会を開き、さらに最終段階では専任・兼任研究員が合宿して内容の検討・調整が行われました。(二村、二〇一九年、一三頁)

また、労働旬報社が積極的に販売に取り組み、年鑑の発行部数は三倍に増加した。なお、年鑑の編集責任者は、第四四集(一九七四年版)より中林賢二郎から早川征一郎に交代した。

この時期の年鑑の特徴は、第二部のテーマが細分化され、編の数が増えたことである。この構成の変化は、労働組合の春闘などの賃金闘争のパターン化の進展と労働運動と社会運動が取り組む課題の多様化を反映したものとみることができると、また、中林賢二郎によると、細分化は労働旬報社の要望でもあったとされる(『資料室報』一九七四年一月号、二六頁)。第三六集の第二部は八つの編から構成されていたが、第三七集の第二部の編は一三に増えた。さらに、第三八集は一四編、第三九集は一五編に増えた(第五表を参照)。

第二部の編の増加について、第三七集の「はしがき」は「これまで労働争議の編にふくまれていた労働運動にかんする各章」をそれぞれ独立した編として「格上げ」し、内容の充実を図ったと述べた。たとえば、賃金闘争、春季闘争、合理化反対闘争は第三六集では「労働争議」の章で扱われていたが、第三七集から、それぞれ「賃金闘争」、「春季闘争・秋季・年末闘争」、「合理化反対闘争」の編として扱われるようになった。また、第三七集まで「労働組合の組織状況と組織運動」のなかで扱われてきた全国組織の大会は、第三八集から「総評、同盟、新産別の大会」と一つの編で扱われるよ

第5表 第2部「労働運動」の編のタイトルの変遷（第36集～第45集）

集	第1編	第2編	第3編	第4編	第5編	第6編	第7編	第8編	第9編	第10編	第11編	第12編	第13編	第14篇	第15篇
36	労働組合の概観	労働組合の組織状況と組織運動	労働争議	労働協約	国際労働運動と日本	主な労働組合の現状	平和運動	労農政党							
37	労働組合の組織現状と組織運動	労働争議	賃金闘争	春季闘争・秋季・年末闘争	合理化反対闘争	中小企業の争議	ILO87号条約批准と労働基本権確立をめざすたたかい	政治的大衆行動	国際労働運動と日本	平和運動	人権擁護運動	農民運動	労農政党		
38	労働組合の組織状況と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	労働組合の賃金政策	主要賃金闘争の経過	合理化反対闘争	権利闘争	社会保障闘争	政治的大衆行動	国際労働組合運動と日本	人権擁護運動	平和運動	農民運動	政党	
39	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	公務員組合の賃金政策と賃金闘争	民間・公労協の賃金闘争と一時金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	社会保障闘争	政治的大衆行動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	人権擁護運動	平和運動	農民運動	政党
40	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	公務員の賃金闘争	民間・公労協の賃金闘争と68年一時金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	社会保障闘争	政治的大衆行動と平和運動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	人権擁護運動	農民運動	政党	
41	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	公務員組合の賃金闘争	民間・公労協の賃金闘争と68年一時金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	社会保障闘争	政治的大衆行動と平和運動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	人権擁護運動	農民運動	政党	
42	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	賃金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	社会保障闘争	政治的大衆行動と平和運動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	人権擁護運動	農民運動	政党		
43	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	賃金闘争	合理化反対闘争・権利闘争	公害反対闘争	社会保障闘争	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	農民運動	人権擁護運動	政治的大衆行動と平和運動	政党		
44	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	賃金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	公害反対闘争	社会保障闘争	労働者福祉運動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	農民運動	人権擁護運動	政治的大衆行動と平和運動	政党
45	労働組合の組織現状と組織運動	総評、同盟、新産別の大会	労働争議	賃金闘争	合理化反対闘争	権利闘争	公害反対闘争	社会保障闘争	労働者福祉運動	沖縄の労働運動	国際労働組合運動と日本	農民運動	人権擁護運動	政治的大衆行動と平和運動	政党

〔出所〕 筆者作成。

うになった。賃金闘争や春闘の叙述は、第三九集、第四一集において、公務員共闘と民間・公労協の闘争が別々の編で扱われた。

編の増加は、章から編の「格上げ」だけでなく、この時期の独自のトピックや労働運動や社会運動の新たなテーマを扱う編として新設される場合もあった。たとえば、第三八集からの「権利闘争」と「社会保障闘争」、第三九集からの「沖縄の労働運動」、第四三集からの「公害反対闘争」、第四四集からの「労働者福祉運動」などである。

この時期の独自のトピックとしては、ILO八七号批准問題の記述がある。第三六集は、第二部第三編の「労働争議」の第五章「ILO条約批准と労働基本権をめぐるたたかい」で日本の公共部門の組合が当局の団体交渉拒否を契機にILOに申し立てした案件（結社の自由委員会一七九号事件）について、ILO八七号条約批准・関連国内法改正をめぐる政府と労働組合の動向、ILOの実状調査調停委員会（ドライヤー委員会）の来日を含む調査活動などについて、一九五〇年代末から六五年の長いスパンで記録した。第三七集は、この問題を「ILO八七号条約批准と労働基本権確立をめざすたたかい」と題された編に「格上げ」し、附録で「ドライヤー報告第六部」を掲載した。同編は、八七号条約批准案件と関連国内法改正案の国会可決までの与野党の駆け引き、ドライヤー委員会の提案に基づく政府、総評等の定期的会合、新設された公務員制度審議会での審議経過などを記述した。

沖縄の労働運動に関する編は、第三九集（一九六九年版、内容一九六七年七月～六八年六月）で、新たなテーマとして登場した（第二部第一〇編）。第三九集の「沖縄の労働運動」は、沖縄の労働運

動の歴史を第一期（沖縄の終戦から六一年六月の全沖縄労働組合連合会（全沖労連）の結成まで）、第二期（全沖労連結成から六四年九月の沖縄県労働組合協議会（県労協）結成まで）、第三期（県労協結成から六八年春闘まで）の時期別に概観した。第一期では米軍の抑圧的な労働政策や、五六年五月の国際自由労連調査団の沖縄訪問を契機とした本土の労働組合との結合と労働組合結成の増加などがふられた。第二期では、国際自由労連の指導のもとでの全沖労連結成、六二年の統一春闘などがふられた。また第三期では、たかかう組織として急速に成長した全沖労連からの全労系組合の脱退、脱退組合による県労協結成と沖縄労働戦線分裂、県労協内の総評系と同盟系の対立、沖縄のベトナム戦争前進基地化の労働運動への影響（全軍労の戦闘化、労働運動と土地を守る農民の闘いの結合）などが記述された。

公害反対闘争も、この時期のもう一つの新しいテーマである。『日本労働年鑑』が公害問題に初めてふれたのは、第三八集であった。この集から新設された「社会保障闘争」の編なかの「その他の主なる社会保障運動」に、「新潟水俣病のたたかい」という項目がある。内容は、昭和電工の工場廃液による水俣病の被害家族三十三人が六七年六月に昭電と国を相手に訴状を新潟地裁に提出したというものであった。労働年鑑第四二集（一九七二年版、内容一九七〇年七月～七一年六月）より公害問題の扱いが、これまでよりも大きくなった。公害問題は「社会保障闘争」の編で扱われたが、新たに「公害反対闘争」の章が立てられた。同章は、「概況」に続き、「総評の公害闘争」、「同盟のとらぐみ」、「県評・その他の取り組み」、「全民懇と公害問題」などの項目が続いた。さらに、第四三集以降

の年鑑では、「公害反対闘争」が一つの独立した編となり、組合組織の系統別に公害闘争・政策が以前より詳細に記録された。たとえば、総評や同盟の節は全国組織レベルだけでなく、産業別・企業別・地域レベルの公害闘争・方針の事例についても取り上げた。また、公害対策全国連絡会議（総評系の組合と住民運動の連携組織）や全国公害連絡会議（全国公害連、自治労を中心に結成された組織）などの諸団体の活動や四大公害訴訟の進展状況についてもふれられた。

おわりに

本特集は、『日本労働年鑑』の構成の変遷を第一集（大正九年版）から第四五集（一九七五年版）まで検討した。戦前期は、編構成のみの第一期（第一集）第四集）、五（六部構成となった第二期（第五集）第一七集）、三部構成となった第三期（第一八集）第二二集）に分けられた。戦前期では、「関東大震災と労働者状態」（第五集）や「産業報国会」（第二二集）など、災害や労働運動の状況を反映したトピックが取り上げられた。戦後期は、第二二集（戦後特集）が第二部のみをカバーしたが、第三三集以降は三部構成が復活した。一九五〇年代を対象とする年鑑の第三部「労働政策」では、日本の占領体制からの独立や日本生産性本部の設立など一九五〇年代の政治・経済動向を反映した編が設けられた。第三六集から年鑑の発行所が労働旬報社に変わり、編集体制が改善された。三部構成は続いたが、一九六〇年代半ば以降の賃金闘争のパターン化や労働運動・社会運動の課題の多様化を反映して、第二部「労働運動」の

編の数が大幅に増加していった。

最後に、第四六集以降の『日本労働年鑑』の構成の変化を概観する。最も大きな変化は、三部構成から五部構成の変更である。最後の三部構成の年鑑は、第五六集（一九八六年版）であった。第五七集（一九八七年版）から、第一部「労働経済と労働者生活」、第二部「経営労務と労使関係」、第三部「労働組合の組織と運動」、第四部「労働組合と政治・社会運動」、第五部「労働・社会政策」の五部構成となった（各部の下に置かれている項目の名称は、「編」から「章」に変わった）。第五七集の「はしがき」は、五部構成に改めた理由として三部構成では「日本の労働問題である経営における労使関係の状況を反映しないところがある」ことを挙げた。ただし、継続性を考慮して「各章がカバーする範囲は基本的に変えていない」としている。なお、第三八集から続いた七月から翌年六月までの収録時期を暦年に改めるため、第五七集は一年半（一九八五年七月から八六年二月まで）を対象とし、第五八集から暦年の収録となった。

もう一つの大きな変化は、第五六集から「農民の状況と農民の生活」（第一部）と「農民運動」（第二部）の収録を中止したことである。同集の「はしがき」は、『日本労働年鑑』として農業問題、農民運動をどこまでカバーすべきかは、前々からの検討課題」であり、「第一集の農村問題以来の長い伝統を考えれば、収録中止に躊躇がなかったわけではない」とした。しかし、「労働問題専門の年鑑としては他に取り上げるべきことが少なくないこと」や農業の分野で「優れた専門年鑑や年報」が刊行されていることなどの理由で、収録中止を決定したと述べた。

また、第五一集（一九八一年版）から中・長期スパンで労働問題や社会政策を分析する特集が掲載された。最初の特集は、「定年制・年金問題」であった。特集は、「労働戦線統一問題」（第五二集）、「臨調Ⅱ行政改革と労働組合」（第五三集）、「人事院勧告凍結問題」（第五四集）と続く。第七五集（二〇〇五年版）以降、年鑑は基本的に二本の特集を掲載することとなった。

日本の労働運動や労働問題は、一九九〇年代初め以降大きく変化・多様化した。労働運動の組織率の低下、労働争議の減少と労使紛争の個別化、非正規労働者の急増、労働市場の規制緩和、過労死・過労自殺の社会問題化、労働市場や労務管理におけるジェンダー間の不平等、不安定雇用の若年労働者の増加、日系ブラジル人労働者や技能実習生などの外国人労働者の増加などを挙げることできる。『日本労働年鑑』は、新たな章の設定や既存の章のなかでの新たな統計の掲載や記述方法の変更、あるいは特集企画によってこれらの動向をカバーすることに努めてきた。これらの変化を反映した九〇年代以降の年鑑の構成の変化の検討は、別の機会に譲りたい。

（鈴木 玲）

【参考文献】

- * 宇佐美誠次郎「戦時年鑑の編纂のために——『日本労働年鑑』の変遷と戦時年鑑編纂用の資料について——」『資料室報』六四号、一九六一年一月号、一〇—一〇頁。
- * 大内兵衛「大原社研と労働年鑑」『資料室報』一一六号、一九六六年一月号、二二—二七頁。

* 大島清（大内兵衛、森戸辰男、久留間駿造監修）『高野岩三郎伝』岩波書店、一九六八年。

* 「座談会『戦後の大原社会問題研究所と労働年鑑』」『資料室報』二〇〇号、一九七四年一月号、一—二八頁。

* 法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所五〇年史』法政大学大原社会問題研究所、一九七〇年。

* 二村一夫「大原社会問題研究所の一〇〇年」『大原社会問題研究所雑誌』七三・七三三号（二〇一九年九月・一〇月号）、三—二四頁。

